

市民協働のまちづくりの拠点 市民活動センター

活動のための場所を貸し出し

市民協働のまちづくりを進める拠点となる市民活動センターを平成31年4月に開設しました。

「市の地域課題の解決に結びつく活動を行っている」などの条件を満たし登録を受けると、会議室やロッカーなど活動に必要なスペースや設備を無料で使うことができます。

また、市民活動に関するチラシやポスターを館内のスタンドボックスに配置できるので情報の発信・収集の場としても活用できます。

こんな団体が登録しています

現在、39団体が市民活動センターの登録団体として登録を受けています。その活動内容のジャンルは、子どもの健全育成、地域安全、環境、国際関係などさまざま。多様な方面から住みよいまちへの取り組みが行われています。

広報紙上で今後随時、登録団体の紹介を行う予定ですのでお楽しみに！

登録団体の一覧を市ホームページで掲載しています。→



野々市市民活動センター
(にぎわいの里のいち カミーノ内)
住所 本町二丁目1番20号
開館時間 9:00～22:00
休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始
TEL 248-7301

コーディネーターを配置

活動をしている中で出てくる課題や困りごと。そんなつまづきを解消する方法と一緒に考えるコーディネーターを4月から配置します。コーディネーターとなるのは、市民活動センターの登録団体として現役で活動を行っている経験豊富な2人。何かやってみたい！というアイデアがある人の相談も歓迎しています。あなたの活動への一步を支えます。

コーディネーターの紹介



山田 和夫 氏



高橋 美乃梨 氏

NPO法人YOU-I代表理事。在留外国人と住民の交流イベントの企画・運営など、外国人の活躍の場の構築や地域の国際化を推進するための活動を行っています。

コーディネーターの配置日は主に毎週水曜日ですが、詳しい配置日、時間は、市ホームページに掲載しているので確認してください。



市民協働という言葉、野々市市民の皆さんなら一度は聞いたことがあるのではないかでしょう。よく聞く言葉である一方で、どうしたことかよく分からない、何をしたら市民協働なの？といった疑問も多く的人が抱いていることでしょう。そこで今回は、「野々市市市民活動センター」について紹介します。



そもそも市民協働って？

Q. そもそも市民協働ってなに？

A. 市民、議会および行政が、住みよいまちづくりのためにそれぞれの役割と責務を果たし、相乗効果を上げながら、対等な立場で連携し、協力して取り組むことをいいます。

(野々市市まちづくり基本条例第6条第2項)



Q. 誰がするの？

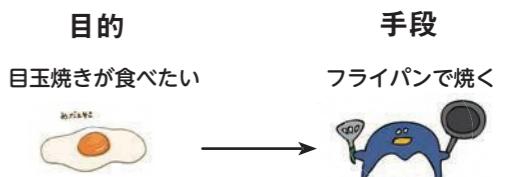
A. 市民、行政、企業、法人、各種団体、大学、町内会など市に関わるすべての人です。
取り組む課題によって、行政が主体となるもの、市民が主体となるものなど多様なものです。

Q. 具体的には？？

A. いろいろありますが、昔から行われているものとしては、
・町内会のごみ当番
・消防団や自警団の活動
・見守り隊
・アダプトプログラムなども市民協働といえる取り組みです。

市民協働とは、住みよいまちづくり・元気なまちづくりという目的を果たすための手段

市民協働はまちづくりの一つの手段であり、市民協働をすること自体が目的ではありません。「住みよい野々市市をつくる」という目的があるからこそ、市民協働という手段を用いています。



野々市市市民協働の方程式（基本理念）
自発心 × 連帯感 × 想像力 = ののいちキャンパス

野々市市の市民協働は、そのプロセスを学校での学びと同様に捉え、市全体をキャンパスとして見立てています

